

第4号議案

第6回通常総会の招集及び開催について

(案)

業務規程の一部変更、平成29年度の事業報告及び決算報告の決定等について審議するため、定款第17条第2項に定める第6回通常総会を、以下のとおり、招集、開催する。

(1) 開催日時

平成30年6月4日(月) 午前10時30分開始(受付開始午前10時)

(2) 開催場所

大手町サンケイプラザ 4階ホール(東京都千代田区大手町1-7-2)

(3) 目的事項

<決議事項>

第1号議案 業務規程一部変更の件

第2号議案 平成29年度事業報告決定の件

第3号議案 平成29年度決算報告決定の件

第4号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針一部変更の件

(2) 監査報告の件

(4) 招集通知

定款第20条第2項に基づき、別紙の招集通知を本機関会員宛に発送する。なお、本機関ウェブサイトでも総会招集について公表する。

以 上

【添付資料】

別紙：第6回通常総会招集通知及び同参考資料

(別紙)

第6回通常総会 招集ご通知

平成30年6月4日

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

総会会場ご案内図



会場 大手町サンケイプラザ 4階ホール（東京都千代田区大手町1-7-2）

交通 東京メトロ丸の内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営地下鉄三田線「大手町駅」
A4・E1 出口直結

JR「東京駅」丸の内北口より徒歩7分

駐車場の用意はいたしていませんので、予めご了承ください

平成30年5月14日

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣

第6回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当機関の第6回通常総会（以下「本総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権を保有している会員につきましては「議決権行使書」を同封しておりますが、本総会にご出席いただけない場合は、「議決権行使書」をご提出いただくことにより議決権を行使することが可能です。本総会にご出席が難しい場合は、お手数をおかけいたしますが、別添総会参考書類をご覧いただき、「議決権行使書」に賛否をご表示のうえ、平成30年6月1日（金曜日）17時40分までに当機関に到着するように「議決権行使書」をご提出いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年6月4日（月曜日）午前10時30分（受付開始午前10時）
2. 場 所 東京都千代田区大手町1-7-2 大手町サンケイプラザ 4階ホール

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 業務規程一部変更の件
- 第2号議案 平成29年度事業報告決定の件
- 第3号議案 平成29年度決算報告決定の件
- 第4号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

- (1) 送配電等業務指針一部変更の件
- (2) 監査報告の件

以上

-
1. 議決権を保有している会員につきましては、「出席票」を同封しております。本総会に当日ご出席の際は、「出席票」を持参のうえ会場受付へご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。
 2. 会場の収容人数及び安全確保の観点から、当日ご出席の際は事業者ごとに1名でお願いいたします。
 3. 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
 4. 「議決権行使書」を事前にご提出いただいた場合であっても、本総会にご出席いただいた場合には、本総会における議決権行使の内容を優先させていただきます。
 5. 複数のライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、平成30年6月1日（金曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
 6. 総会参考書類に修正が生じた場合は、当機関ウェブサイト（<http://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。
 7. 会員以外で送電システムを利用する事業者もご出席いただくことが可能です。
 8. 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、会員の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。

(別添)

総会参考書類

<決議事項>

第1号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

流通設備の利用効率向上の検討を見据えた作業停止計画の調整方法（運用面の発電制約と制約に伴う費用負担を区分）の導入及び一部業務の明確化等を図るためとなります。

第2号議案 平成29年度事業報告決定の件

平成29年度の事業報告について、別紙2のとおりにいたしたいと存じます。

本事業報告に関しては、別紙6の電気事業法第28条の49第2項に基づく本機関監事の意見書を頂いております。

第3号議案 平成29年度決算報告決定の件

平成29年度の決算報告について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

本決算報告に関しては、別紙6の電気事業法第28条の49第2項に基づく本機関監事の意見書を頂いております。

第4号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（業務規程一部変更、平成29年度事業報告決定及び平成29年度決算報告決定）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたく存じます。

<報告事項>

1. 送配電等業務指針一部変更の件

(1) 変更の内容

別紙4のとおり変更することを平成30年5月9日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

(2) 変更の理由

今後の計画策定プロセスの検討の進め方をより円滑かつ確実にを行うため及び流通設備の利用効率向上の検討を見据えた作業停止計画の調整方法（運用面の発電制約と制約に伴う費用負担を区分）の導入並びに一部業務の明確化等を図るためとなります。

2. 監査報告の件

電気事業法第28条の20第3項及び第28条の49第2項に基づき本機関監事が実施した平成29年度に係る監査の結果について、別紙5及び別紙6のとおり報告いたします。

変更前 (変更点に下線)

平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更
平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更
平成30年4月1日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点に下線)

平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更
平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更
平成30年4月1日変更
平成30年 月 日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第26条 本機関は、前条に基づき提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第26条 本機関は、前条に基づき提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)</p> <p>第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画（以下「リプレース対象廃止計画」という。）が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当するとき（以下「リプレース」という。）は、<u>リプレース対象廃止計画を公表する。</u></p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、<u>リプレースの該当性を判断するために必要な事項について確認を行う。</u></p> <p>3 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、<u>発電設備等の廃止計画がリプレースに該当するか否かを判断する。</u></p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)</p> <p>第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画（以下「リプレース対象廃止計画」という。）が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当する（以下「リプレース」という。）<u>か否かの判断（以下「リプレース該当性判断」という。）を行う。</u></p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、<u>リプレース該当性判断のために必要な事項について確認を行う。</u></p> <p>3 本機関は、<u>第1項のリプレース該当性判断を行う上で、次の各号に掲げる事項を考慮する。</u></p> <p>一～四 (略)</p> <p>4 本機関は、<u>リプレース該当性判断において、リプレース対象廃止計画がリプレースに該当すると判断したときは、当該リプレース対象廃止計画を公表する。</u></p>
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを<u>開始するにあたり、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱を作成し、公表する。</u></p> <p>一 <u>募集実施のスケジュール</u></p> <p>二 <u>募集対象となる送電系統</u></p> <p>三 <u>募集対象となるエリア</u></p> <p>四 <u>募集対象となる送電系統の連系可能量</u></p> <p>五 <u>応募資格</u></p> <p>六 <u>連系可能者の決定方法</u></p> <p>七 <u>その他募集を行うにあたり必要となる事項</u></p> <p>(92条第2項より移設し修正)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、<u>リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統（以下「プロセス対象送電系統」という。）を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。</u></p> <p>(第92条第1項へ移設)</p> <p>3 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、<u>その開始時点から完了又は中止する時点までの間、新設発電設備等の最大受電電力を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p> <p>4 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセス開始の通知)</p> <p>第92条 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、<u>リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統</u> (以下「プロセス対象送電系統」という。) を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。</p> <p>(第91条第1項より移設)</p> <p>2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセス開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、<u>リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系可能量に相当する容量を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p>	<p>(募集要綱の策定等)</p> <p>第92条 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、<u>次の各号に掲げる事項について検討を行い、プロセスごとに募集要綱においてこれを定め、公表する。</u></p> <p>一 <u>募集実施のスケジュール</u></p> <p>二 <u>募集対象となる送電系統</u></p> <p>三 <u>募集対象となるエリア</u></p> <p>四 <u>募集対象となる送電系統の連系可能量</u></p> <p>五 <u>応募資格</u></p> <p>六 <u>連系可能者の決定方法</u></p> <p>七 <u>その他募集を行うにあたり必要となる事項</u></p> <p>(第91条第3項へ移設)</p>
<p>(連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い)</p> <p>第95条 本機関は、<u>前条に基づく接続検討の回答を踏まえた上で、連系等を希望する応募者の発電設備等の容量の合計</u> (以下「連系希望容量」という。) が、プロセス対象送電系統の接続可能量 (既存の連系可能量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、本節において同じ。) の範囲内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い)</p> <p>第95条 本機関は、<u>連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量</u> (既存の連系可能量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、本節において同じ。) の範囲内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)</p> <p>第96条 本機関は、<u>連系希望容量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)</p> <p>第96条 本機関は、<u>連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。</u></p> <p>2～5 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)																																																																		
<p>(連系線の管理) 第124条 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表10-1 連系線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">連系線</th> <th style="width: 33%;">区間</th> <th style="width: 33%;">対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道本州間連系設備</td> <td>北海道 ～ 東北</td> <td>北海道・本州間電力連系設備</td> </tr> <tr> <td>東北東京間連系線</td> <td>東北 ～ 東京</td> <td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td> </tr> <tr> <td>東京中部間連系設備</td> <td>東京 ～ 中部</td> <td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備</td> </tr> <tr> <td>中部関西間連系線</td> <td>中部 ～ 関西</td> <td>三重東近江線</td> </tr> <tr> <td>中部北陸間連系設備 (※1)</td> <td>中部 ～ 北陸</td> <td><u>南福光連系所、南福光変電所</u> の連系設備</td> </tr> <tr> <td>北陸関西間連系線 (※1)</td> <td>北陸 ～ 関西</td> <td>越前嶺南線</td> </tr> <tr> <td>関西中国間連系線 (※2)</td> <td>関西 ～ 中国</td> <td><u>西播東岡山線、山崎智頭線</u></td> </tr> <tr> <td>関西四国間連系設備</td> <td>関西 ～ 四国</td> <td>紀北変換所、阿南変換所間 の連系設備</td> </tr> <tr> <td>中国四国間連系線</td> <td>中国 ～ 四国</td> <td>本四連系線</td> </tr> <tr> <td>中国九州間連系線</td> <td>中国 ～ 九州</td> <td>関門連系線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)・(※2) (略)</p>	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備	東北東京間連系線	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備	中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備 (※1)	中部 ～ 北陸	<u>南福光連系所、南福光変電所</u> の連系設備	北陸関西間連系線 (※1)	北陸 ～ 関西	越前嶺南線	関西中国間連系線 (※2)	関西 ～ 中国	<u>西播東岡山線、山崎智頭線</u>	関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間 の連系設備	中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線	<p>(連系線の管理) 第124条 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表10-1 連系線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">連系線</th> <th style="width: 33%;">区間</th> <th style="width: 33%;">対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道本州間連系設備</td> <td>北海道 ～ 東北</td> <td>北海道・本州間電力連系設備 <u>新北海道本州間連系設備</u></td> </tr> <tr> <td>東北東京間連系線</td> <td>東北 ～ 東京</td> <td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td> </tr> <tr> <td>東京中部間連系設備</td> <td>東京 ～ 中部</td> <td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備</td> </tr> <tr> <td>中部関西間連系線</td> <td>中部 ～ 関西</td> <td>三重東近江線</td> </tr> <tr> <td>中部北陸間連系設備 (※1)</td> <td>中部 ～ 北陸</td> <td><u>南福光連系所及び南福光変電所</u> の連系設備</td> </tr> <tr> <td>北陸関西間連系線 (※1)</td> <td>北陸 ～ 関西</td> <td>越前嶺南線</td> </tr> <tr> <td>関西中国間連系線 (※2)</td> <td>関西 ～ 中国</td> <td><u>西播東岡山線</u> <u>山崎智頭線</u></td> </tr> <tr> <td>関西四国間連系設備</td> <td>関西 ～ 四国</td> <td>紀北変換所、阿南変換所間 の連系設備</td> </tr> <tr> <td>中国四国間連系線</td> <td>中国 ～ 四国</td> <td>本四連系線</td> </tr> <tr> <td>中国九州間連系線</td> <td>中国 ～ 九州</td> <td>関門連系線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)・(※2) (略)</p>	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 <u>新北海道本州間連系設備</u>	東北東京間連系線	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備	中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備 (※1)	中部 ～ 北陸	<u>南福光連系所及び南福光変電所</u> の連系設備	北陸関西間連系線 (※1)	北陸 ～ 関西	越前嶺南線	関西中国間連系線 (※2)	関西 ～ 中国	<u>西播東岡山線</u> <u>山崎智頭線</u>	関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間 の連系設備	中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備																																																																	
東北東京間連系線	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備																																																																	
中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備 (※1)	中部 ～ 北陸	<u>南福光連系所、南福光変電所</u> の連系設備																																																																	
北陸関西間連系線 (※1)	北陸 ～ 関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線 (※2)	関西 ～ 中国	<u>西播東岡山線、山崎智頭線</u>																																																																	
関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間 の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線																																																																	
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 <u>新北海道本州間連系設備</u>																																																																	
東北東京間連系線	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備																																																																	
中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備 (※1)	中部 ～ 北陸	<u>南福光連系所及び南福光変電所</u> の連系設備																																																																	
北陸関西間連系線 (※1)	北陸 ～ 関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線 (※2)	関西 ～ 中国	<u>西播東岡山線</u> <u>山崎智頭線</u>																																																																	
関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間 の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線																																																																	
<p>(空容量の算出) 第133条 (略) 2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表10-2 空容量の算出式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)</td> <td>空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td> </tr> </table> <p>(※1) ・ (※2) (略)</p> <p>(※3) 第153条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第2項の運用容量を超過して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量の値には、運用容量拡大分は含めない。</p> <p>(※4)～(※7) (略)</p>	空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流	<p>(空容量の算出) 第133条 (略) 2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表10-2 空容量の算出式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)</td> <td>空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td> </tr> </table> <p>(※1) ・ (※2) (略)</p> <p>(※3) 第153条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第3項の運用容量を超過して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量の値には、運用容量拡大分は含めない。</p> <p>(※4)～(※7) (略)</p>	空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流																																																														
空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流																																																																		
空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流																																																																		

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(作業停止計画の調整の実施)</p> <p>第156条 本機関は、<u>法第28条の40第7号</u>に基づき、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表11-1に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(作業停止計画の調整の実施)</p> <p>第156条 本機関は、<u>法第28条の40第8号</u>に基づき、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表11-1に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(作業実施の手続)</p> <p>第167条 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画に基づく作業の実施に際して、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>一般送配電事業者</u>から設備の停止及び使用の報告を受ける。</p>	<p>(作業実施の手続)</p> <p>第167条 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画に基づく作業の実施に際して、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>一般送配電事業者たる会員</u>から設備の停止及び使用の報告を受ける。</p>
<p>(系統情報の公表)</p> <p>第168条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期 (略)</p> <p>(※1)～(※6) (略)</p> <p>(※7) 長期から翌々日を<u>対象</u>とする。なお、第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。</p> <p>(※8)～(※11)</p>	<p>(系統情報の公表)</p> <p>第168条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期 (略)</p> <p>(※1)～(※6) (略)</p> <p>(※7) 長期から翌々日を<u>対象</u>とする。なお、第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。</p> <p>(※8)～(※11)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則(平成30年月日)</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。但し、附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(発電制約量の調整結果の確認)</p> <p>第2条 本機関は、<u>広域連系系統(連系線は除く。以下同じ。)</u>の作業停止計画の調整において、<u>送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者間による発電制約量の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。</u></p> <p>2 本機関は、<u>発電計画提出者間による発電制約量の調整結果を確認し、必要と認めるときは、当該発電計画提出者に調整内容その他必要な情報の提供を求めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(発電制約量の調整の不調時の対応)</p> <p>第3条 本機関は、<u>前条第1項による発電制約量の調整結果が不調である場合において発電制約量の再調整が必要と判断した場合は、不調となった発電計画提出者に再調整を依頼するとともに一般送配電事業者たる会員に再調整となった旨を連絡する。</u></p> <p>2 本機関は、<u>送配電等業務指針の定めるところにより、再調整を依頼した発電計画提出者から発電制約量の再調整の結果の報告を受ける。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p>3 <u>本機関は、発電計画提出者間による発電制約量の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる発電制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった発電機の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該発電計画提出者間の発電制約量として決定し、発電計画提出者に通知する。</u></p> <p>4 <u>本機関は、再調整の結果及び決定した発電制約量を一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p>
(新設)	<p><u>(発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有)</u></p> <p>第4条 <u>本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第3年度の発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画に関する一般送配電事業者たる会員と発電計画提出者間の情報共有の状況について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。</u></p>
<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に掲げる規定が施行されるまでの間において、<u>第153条中第3項を第2項とする。</u></p>	<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に掲げる規定が施行されるまでの間において、<u>第133条10-2（※3）「同条第3項」とあるのを「同条第2項」、第153条中第3項を第2項とする。</u></p>
<p>（経過措置可否判定）</p> <p>第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。</p> <p>2（略）</p>	<p>（経過措置可否判定）</p> <p>第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。<u>但し、経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。</u></p> <p>2（略）</p>

平成 29 年度事業報告書(案)

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 業務の内容

(1) 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

(2) 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。
- ⑥ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑦ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑧ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2. 事務所の所在地

東京都江東区豊洲 6 丁目 2 番 15 号

3. 会員の状況

2018 年 3 月 31 日現在の会員数は、1,105 事業者である。

(内訳) 一般送配電事業者：10 事業者
送電事業者：2 事業者
特定送配電事業者：24 事業者
小売電気事業者：468 事業者
発電事業者：663 事業者

4. 役員の状況

2018年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	金本 良嗣
理事	佐藤 悦緒
理事	遠藤 久仁
理事	寺島 一希
理事	内藤 淳一
監事（非常勤）	高木 佳子
監事（非常勤）	千葉 彰

5. 評議員の状況

2018年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	野間口 有	(三菱電機株式会社 特別顧問 国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問)
評議員	秋池 玲子	(ボストン・コンサルティング・グループ シニア・ パートナー&マネージング・ディレクター)
評議員	石川 義明	(石川金属機工株式会社 代表取締役社長)
評議員	江崎 浩	(東京大学大学院情報理工学系研究科 教授)
評議員	大高 和雄	(毎日新聞社 論説委員)
評議員	大橋 尚司	(株式会社セブン-イレブン・ジャパン 取締役執行 役員)
評議員	倉貫 浩一	(読売新聞東京本社 論説委員)
評議員	鈴木 彩子	(早稲田大学国際教養学部 准教授)
評議員	高村 ゆかり	(名古屋大学大学院環境学研究科 教授)
評議員	夏目 智子	(全国地域婦人団体連絡協議会 幹事)
評議員	松岡 萬里野	(一般財団法人日本消費者協会 理事長)
評議員	松村 敏弘	(東京大学社会科学研究所 教授)
評議員	村上 政博	(成蹊大学法科学研究科 教授)
評議員	山内 弘隆	(一橋大学大学院商学研究科 教授)
評議員	山地 憲治	(公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研 究所長)
評議員	横山 明彦	(東京大学大学院新領域創成科学研究科先端エネル ギー工学専攻 教授)
評議員	渡辺 毅	(株式会社みずほ銀行 専務執行役員)

6. 職員の状況

2018年3月31日現在の職員数は、156名である。

II. 2017年度における個別業務の実施状況

2017年度の業務実施状況は次のとおりである。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

連系線利用における間接オークション導入への対応等について、経済産業大臣に対し送配電等業務指針の変更の認可を申請し、9月6日に認可を受けた。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）

(1) 供給計画の取りまとめ

平成30年度供給計画の取りまとめについては、小売電気事業者、発電事業者、特定送配電事業者、送電事業者及び一般送配電事業者（計1125事業者）から3月に供給計画の提出を受け、これらの内容の適切性を確認した後、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を取りまとめた。併せて、容量市場創設時及びその先を見据えた安定供給確保や、冬季を含めた残余需要最大時の需給バランス評価の必要性及び中長期的な調整力の確保の重要性に関する意見を付して、3月30日に経済産業大臣に送付した。

(2) 需要想定に関する業務

会員が適切かつ円滑に需要想定を行えるようにするため、需要想定的前提となる全国経済見通しを策定し、11月27日に公表した。

また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に全国の需要想定を策定し、1月17日に公表した。

(3) 夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と、短期の需要予測に基づき、2017年度夏季及び冬季の電力需給について事前検証を行い、全国大で電力の安定供給に必要な供給予備率3%以上を確保できる見通しであることを確認した。併せて、2016年度冬季及び2017年度夏季の電力需給の実績についても検証を実施し、想定に比べ余裕がある需給実績であったことを確認した。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）

(1) 電源入札等の要否に関する検討

有識者等で構成する調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（以下「調整力等委員会」という。）において、平成29年度供給計画の取りまとめ結果による需給バランス評価及び需給変動リスク分析を行った結果、2017年度から2026年度までの期間を通じ、供給予備力が基準を上回ることが確認できたことから、電源入札等の検討開始は不要と判断した。

また、平成30年度供給計画の取りまとめ結果による需給バランス評価及び需給変動リスク分析を行った結果、2018年度において供給予備力が基準を上回ることが確認できたことから、2018年度を対象とした電源入札等の検討開始は不要と判断した。2019年度から2027年度までの期間については、2021年度以外で供給予備力

が基準を上回ることを確認し、今後の変更供給計画の届出と、それに伴う需給バランスを確認したうえで電源入札等の要否判断を行うこととした。

(2) 容量市場の導入に向けた検討

事務局内の体制を拡充し、制度設計と業務体制整備の両面から検討を行った。

制度設計に関しては、有識者等で構成する容量市場の在り方等に関する検討会を国との共同事務局にて開催し、これまでの国の審議会における議論を踏まえて、オークション及び精算の考え方等について議論を行った。

業務体制整備に関しては、2020年度に初回オークションを行うことを念頭に、業務量の想定や処理フロー、業務システムの設計について検討を開始した。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

(1) 広域連系系統長期方針及び広域系統整備計画

将来、広域連系系統が合理的に設備形成されるよう、有識者等で構成する広域系統整備委員会における9回の審議を経て、次の事項を決定した。

①日本版コネクト&マネージに関する取組

電源稼働の蓋然性を評価して系統に流れる潮流を想定する「想定潮流の合理化」について、2018年4月1日より適用する統一した考え方を取りまとめ、公表した。

合理的なN-1電制の実現に向け、運用面の発電制約と制約に伴う費用負担を切り分ける考え方を提示し、費用負担の考え方を整理した。ノンファーム型接続についても早期実現に向け、課題を整理し、今後の方向性について検討した。

②系統アクセス業務の在り方

系統アクセス業務における現行ルールの課題を踏まえ、アクセス検討プロセスの方向性を検討した。

③広域系統整備計画

東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画及び東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の両計画について、広域系統整備委員会コスト等検証小委員会を6回開催し、進捗に応じコスト等検証を行った。

④計画策定プロセス

中国九州間連系線に係る計画策定プロセスについて費用対便益評価を行ったうえで、送配電等業務指針第39条（基本要件等の決定）に定める「広域系統整備を行う必要性の有無の検討」には進まず、今後は、現在広域系統整備委員会で検討している地域間連系線の費用対便益評価手法に基づき、検討開始適否判断を実施していくこととした。

(2) 系統アクセスの受付

①系統アクセス業務

系統連系希望者から事前相談105件、接続検討53件の申込みを受け付け、2017年度以前からの繰越分も含め、事前相談110件、接続検討53件への回答を行った。回答に際しては、一般送配電事業者による検討結果に加え、本機関による検証結果についても説明を行った。

また、系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ結果の公表、一般送配電事業者によ

る回答遅延解消に向けた取組状況の確認等を進めた。

②電源接続案件募集プロセス

近隣の電源接続案件を募り、系統増強対策を行うための工事費負担金を複数の系統連系希望者により共同負担する手続である電源接続案件募集プロセス（以下「電源募集プロセス」という。）について、本年度15エリアの電源募集プロセスが完了した。

電源募集プロセスの実施に際しては、進行中の電源募集プロセスにおいても事業者に対して負担可能上限額を確認する手続を導入する等、電源募集プロセスが円滑に進行するよう努めた。また、「電源接続案件募集プロセスの基本的な進め方」を随時レビューし、その見直し結果の公表等を通じて系統連系希望者へ電源募集プロセスに対する理解促進を図った。

③リプレース案件系統連系募集プロセス

設備容量10万kW以上の発電設備等が廃止となる場合に、当該発電設備等が連系する送電系統への系統連系希望者を募集するリプレース案件系統連系募集プロセス（以下「リプレース募集プロセス」という。）について、リプレース募集プロセスに対する理解を促進し、今後の案件を円滑に進められるよう「リプレース系統接続案件募集プロセスの基本的な進め方」を取りまとめ、公表した。

(3) 調整力及び必要予備力のあり方の検討

調整力等委員会を計12回開催し、調整力・予備力のあり方等の検討を行ったほか、需給調整市場の検討に必要な会議体の設置等を行った。主な内容は以下のとおり。

①一般送配電事業者が公募調達する調整力の必要量等

・電源Ⅰの必要量

需要予測誤差、再生可能エネルギー電源の出力予測誤差等に関する実績データを分析し、検討の結果、年初段階に調達する電源Ⅰと電源Ⅱ余力を活用して対応する仕組みであることを踏まえ、最大3日平均電力の7%を電源Ⅰとして確保することが適当であることを示した。

・電源Ⅰ'の必要量等

10年に1回程度の猛暑や厳寒による需要増加に対しても、確実に需給バランスを維持するための供給力等として暫定的に一般送配電事業者が確保する「電源Ⅰ'」についても必要量を示した。

②必要供給予備力

必要供給予備力算定のためのツール改修及び2016年度の調整力等委員会で挙げられた課題に対する対応策について検討した。

③需給調整市場

需給調整市場創設に向け、広域的な調整力運用も視野に入れた必要な調整力の量、質、条件等の技術的検討を行うため調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会を設置した。計12回開催し、調整力の区分、量、要件等とその調整力の広域的な調達・運用に係る要件等に関する検討を行った。

また、国の審議会において、市場運営等に係る詳細検討に加えて、有識者や関係事業者が参加する形で、調達や運用の考え方、調整力必要量の考え方、商品設計の見直し等について、本機関で検討することが提案された。これらの検討については、議論が多岐

に亘ることから、需給調整市場に特化した検討、審議の場として需給調整市場検討小委員会を新たに設置した。計2回開催し、技術的課題及び市場運営の課題について検討した。

④連系線マージンの在り方

2019年3月の北海道本州間連系設備増強後のマージン設定の在り方について、3月5日の第25回調整力等委員会において決定した。

(4) 地域間連系線の管理

次の各項目に掲げる業務をはじめとする地域間連系線の管理に関する業務を行った。

①運用容量及びマージンの設定

運用容量検討会及びマージン検討会における検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを定め、公表した。

運用容量の算出にあたっては、2016年度に中西系統で発生した2件の想定外の周波数低下事象を踏まえ、運用容量を維持する系統対策等を検討し、反映した。そのほか、九州エリアにおける再エネ出力制御量を最小化するため、関門連系線の無制御分の算出断面を30分ごとに細分化し、運用容量を拡大した。

北海道風力実証試験にかかるマージンについて、調整力等委員会並びにマージン検討会における検討結果を踏まえて新たに設定し、風力発電の導入拡大に向けた実証試験に対応した。

②連系線利用計画の管理

連系線利用計画の受付、更新、空容量公表、問合せ対応等の業務を着実にを行った。その際、連系線利用計画と実績との間に大きな乖離が生じている事業者に対しては、ヒアリングや計画の見直しを求め、連系線の適正な利用に関する会員の意識向上に取り組んだ。

③連系線利用ルールの見直し検討

2018年10月予定の間接オークション導入に向け、制度移行を円滑に行えるよう、ルール概要及び業務見直し内容等に関する事業者説明会を2回開催するとともに、広域機関システムの改修に向け設計、プログラム製作を行い、組合せ試験まで進捗した。

(5) 作業停止計画の調整

会員等が流通設備や発電設備の点検・修繕等の作業を行うために提出する作業停止計画について、2018年度及び2019年度分の計画を取りまとめ、公表した。加えて、長期的な予見性を確保するため、2020年度において計画が具体化しており、連系線の運用容量に長期間影響を与える件名についても併せて公表した。

また、発電制約が必要な作業停止においては、調整が困難化しているケースが見受けられるため、コネクト&マネージを見据え、「運用面の発電制約」と「制約に伴う費用負担」を区分した調整方法の暫定運用策等を取りまとめた。

(6) 需要者スイッチング支援

スイッチング支援システムを大きなトラブルなく安定的に運用したほか、本機関、一般送配電事業者、小売電気事業者等で構成するスイッチング支援に関する実務者会議を

8回開催し、システム運用における課題等について検討を進め、2件のシステム改良、4回の運用マニュアル改正を行った。また、実務者会議の議論の概要及び取りまとめ結果については、資料及び議事録を公表した。

(7) 情報通信技術の活用支援

間接オークションの導入に対応するため、発電計画等受領業務EDI共通規格他の変更を行い、周知した。

また、会員向けの啓発活動として、自己診断ツールを展開し、490者から報告を受けた。不備のあるレベルの会員に対し訪問及びメールにて助言した。未回答事業者含む全会員に全体結果を報告した。

さらに、2017年3月に発足した電力ISACに特別会員として参加するとともに、機関外でのサイバー攻撃被害や情報漏えい事案に関わる情報システムの脆弱性等の情報を会員に毎月2回程度送付した。

(8) 系統情報の公表

全国の電力需給状況や地域間連系線の利用状況等、業務規程に定める情報について、情報公表システムを通じて公表した。

また、連系線利用に関する情報を、間接オークション導入に沿った内容に変更して公表した。

(9) 業務品質の向上

広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の各業務において、シミュレーション解析ツールを活用した技術的検証等により、的確な業務遂行に努めた。

(10) システム開発の実施

広域機関システムは、開発が遅延した連系線利用計画管理機能等の一部機能及び、システム安定稼働を目的とした改良（システム基盤強化）を進め、2018年4月には完了する見通しを得た。新たな制度である連系線利用ルールの変更（間接オークション対応）については、テスト工程に進み、システム開発の状況・事業者の準備状況等を評価した結果、2018年10月から運用開始の見込みと公表した。併せて、連系線設備の増強等が予定されている新北海道本州連系線への対応の開発にも着手した。ネガワット取引についても、対応するシステムがテスト工程に進み、2018年度内の運用開始に向けて取り組んでいる。

さらに、今後の開発遅延の防止、システムの信頼性向上を目的に、定款に定める理事会の諮問機関として、広域機関システムの開発に関する第三者評価委員会からの再発防止策等に関する答申に対し、本機関としての方針を定め、各委託先とも連携し、プロジェクト体制の確立、プロジェクト計画書の策定、直接・間接レビューの実施、システム要員の強化等を行った。

加えて、情報システムの導入・改良等における適切なマネジメントを行うための体制を確立すべく、2018年4月から施行する「情報システム管理規程」を制定した。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

広域機関システムを通じて各一般送配電事業者の中央給電指令所と連携し、収集した情報を活用して、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。

各種計画の監視については、需要計画を調達計画に合わせて作成する会員がみられたため、合理的な需要予測に基づいた計画を提出するよう周知活動を行うとともに、需要実績との乖離の大きい事業者に注意喚起と再発防止策の提出要請を行った。さらに、計画適正化に向け、追加措置が必要と判断した事業者に対しては追加の回答書やヒアリング等により是正を求めた。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

寒気等による需要増加や一部発電設備の不具合等に伴い、広域的な融通を行わなければ、電気の需給の状況が悪化するおそれがあったため、会員への指示を行った。

① 1月23日から24日及び1月25日から26日

- ・東京電力パワーグリッドへ最大200万kWの受電指示
- ・北海道電力、東北電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、九州電力へ、東京電力パワーグリッドに対する送電指示

② 2月1日から2日

- ・東京電力パワーグリッドへ最大263万kWの受電指示
- ・北海道電力、東北電力、中部電力、関西電力へ、東京電力パワーグリッドに対する送電指示

③ 2月22日

- ・東京電力パワーグリッドへ最大202万kWの受電指示
- ・北海道電力、東北電力、中部電力、北陸電力、関西電力へ、東京電力パワーグリッドに対する送電指示

また、九州電力が行った離島の再生可能エネルギー発電設備の出力抑制について、出力抑制が適切であったかどうかを都度、事後検証し、適切に行われたことを確認のうえ、検証結果を公表した。加えて、前年度の出力抑制が年度を通して公平に行われたかどうかについても検証し、予め定められた手続きに沿って公平に行われたことを確認のうえ、検証結果を公表した。

さらに、一般送配電事業者9社の協力のもと、次のとおり、需給悪化時の対応訓練を行った。

① 需給ひっ迫融通指示訓練

- ・6月30日

夏季重負荷期を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を行った。

- ・11月17日

東京エリアの地震及び中部エリアの雷害を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を、防災業務計画に基づく総合防災訓練の一環として行った。

② 下げ調整力不足対応訓練

・ 9月15日

再生可能エネルギーの導入増加に伴う下げ調整力の不足を想定した、下げ調整力不足対応訓練を行った。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

(1) 苦情又は相談の対応

送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を32件受け付け、2件は対応継続中、30件は対応を終了した。

また、2016年度及び2017年度上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

(2) 紛争の解決

和解の仲介（あっせん・調停）の申請はなかった。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

本来記載すべき値と大きく乖離する値を記載した需要調達計画等が提出されたため、適正な計画提出及び供給力確保のための措置を講じるよう、電気供給事業者1者に対し、業務規程第179条第1項の規定に基づき、8月25日に指導を行った。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

(1) 報告書の作成及び公表

次の①から⑤の内容を取りまとめ、年次報告書として公表した。

- ① 2016年度までの電力需給に関する実績（供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況に関する電気の質についての評価、分析を含む。）
- ② 2016年度までの電力系統に関する実績
- ③ 2016年度の系統アクセス業務に関する実績
- ④ 平成29年度供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や電力系統に関する見通し及び課題
- ⑤ 各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等に関する検討状況（2018年度調整力の公募に関する検討結果）

(2) 調査及び研究

主な調査・研究件名は次のとおり。

① 容量メカニズムに関する調査

欧米の関係機関を対象として、欧米における容量市場の運営に係る課題等について調査を行った。

② 広域系統長期方針に関する調査

コネクト&マネージ、費用便益、系統アクセス業務などに係る諸外国の考え方や詳細な仕組みについて、公開されている文献等をもとに調査を行った。

③ 需給調整市場に関する調査

今後日本で導入する需給調整市場の設計に向け、欧米を対象とした市場の基本的な仕

組み（市場の参加者、商品、プライシングルール、精算方法等）について調査を行った。

④地域内作業停止調整ルールに関する調査

欧米における地域内作業停止調整ルールについて、作業停止計画の概要、計画調整の最終的な裁定方法、計画調整を円滑に進めるための仕組み等の調査を行った。

(3) 災害等への対応

11月17日に、防災業務計画に基づく総合防災訓練を行い、非常災害対応本部の立上げ、需給悪化の改善のための増出力指示及び電力融通指示等の訓練を行った。

また、本機関事務所が被災した場合の事業継続計画（BCP）の見直しの検討、国民の保護に関する業務計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画に関する研修会への参加等の活動を行った。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

(1) 広報

本機関のウェブサイトを活用し、理事会の開催状況等を随時公表したほか、各委員会の開催案内及び議事録・資料等会員の事業活動に関わる情報を速やかに公表した。また、本機関が行った需給状況の悪化時の指示についても速やかに公表した。

さらに本機関の活動について、一般紙、専門誌への情報提供を随時行うとともに、プレスリリース2回、記者向け勉強会2回、論説委員の懇談会1回を行った。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムについて、コンピュータウィルス、不正アクセス及び脆弱性問題等による被害は発生しなかった。

また、第三者による情報セキュリティ監査を行った結果、重大な問題は指摘されなかったものの、規程及び運用に関する7件の改善指摘を受けたことから、これを踏まえた対策推進計画を定めた。

さらに、役職員等に対する研修として、情報セキュリティに関する規定の説明（変更時及び入関時）、標的型メール訓練、チェックシートによる自己点検を行った。

その他、本機関のシステムへの攻撃等の脅威に対する早期の検出と状況把握による被害低減を目的として、セキュリティログ監視システムを2018年2月から運用開始した。

(3) バックアップ拠点の維持

大阪バックアップ拠点において、システムの稼働確認及び職員の対応訓練を行った。

(4) 職員の確保・育成

プロパー採用、出向受入及び派遣職員受入により業務遂行に必要な要員を確保した。プロパーについては、新卒採用者1名のほか、専門性をもったプロパー職員4名を中途採用した。

全職員を対象に、機関内各業務への理解促進を目的とした集合研修を行った。新卒採用者に対しては、基礎的な集合研修を行ったほか、送配電等業務に係る専門技術研修計画を策定した。

Ⅲ. 総会、理事会、評議員会の開催状況

当年度の総会、理事会、評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

1. 総会の開催

計2回総会を開催した。

2. 理事会の開催状況

計47回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3. 評議員会の開催状況

計5回開催し、会員から独立した客観的な視点から本機関の重要事項を審議し、都度、議案及び議事録を公表した。

平成29年度 収入支出決算書(収入の部)

(単位:千円)

科 目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と収入決定済額 との差額 B-A	備考
会費収入	5,853,897	5,855,127	1,230	
会 費	10,000	11,230	1,230	会員数の増による
特別会費	5,843,897	5,843,897	—	
その他収入	—	—	—	
前年度よりの繰越金	774,191	1,022,662	248,471	剰余見込想定差による
合 計	6,628,088	6,877,789	249,701	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

平成29年度 収入支出決算書(支出の部)

(単位:千円)

科 目	支出予算額 A		予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E=A+C+D	支出 決定済額 F	翌事業年度 への繰越額 G	不用額 E-F-G	備考
		前事業年度 からの 繰越額(再掲) B							
人件費	1,710,716	174,187	—	—	1,710,716	1,529,632	181,083	—	
役職員給与	1,416,811	126,397	—	—	1,416,811	1,288,363	128,447	—	
其他人件費	293,905	47,789	—	—	293,905	241,268	52,636	—	
租税公課	4,321	87	—	—	4,321	3,749	571	—	
固定資産関係費	2,784,305	444,286	—	—	2,784,305	1,761,038	1,023,266	—	
有形固定資産取得費	267,031	264,680	—	—	267,031	193,894	73,136	—	
無形固定資産取得費	2,504,102	168,117	—	—	2,504,102	1,565,543	938,558	—	
修繕費用	13,172	11,487	—	—	13,172	1,600	11,571	—	
運営費	1,804,498	27,904	—	—	1,804,498	1,454,594	349,903	—	
支払利息	131,196	38	—	—	131,196	4,350	126,845	—	
予備費	193,052	125,981	—	—	193,052	—	193,052	—	
合 計	6,628,088	772,485	—	—	6,628,088	4,753,365	1,874,722	—	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

電力広域的運営推進機関

債務に関する計算書

(単位:百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C=A+B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C-D	債務負担年限
賃貸借経費	2,048	—	2,048	241	1,807	2025年度まで
業務運営用機器等 リース経費	246	—	246	75	171	2020年度まで
システム開発等に 係る経費	2,155	—	2,155	438	1,716	2021年度まで
合計	4,451	—	4,451	754	3,696	

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 金額については税込である。

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

平成29年度電力広域的運営推進機関予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する平成29事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額は、次のとおりである。

(単位:百万円)

事項	債務負担限度額	債務負担額
システム開発等に係る経費	5,876	0

※金額については税込である。

2. 総則第3条に規定する役職員給与、退職給与引当金繰入および交際費について、相互流用はなかった。
3. 総則第4条に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費が予算額に比して増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。
4. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準をこえた増加又は支給はなかった。

貸借対照表

平成30年 3月31日 現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,582,370	流動負債	1,802,032
現金及び預金	2,129,506	未払金	22,680
未収金	50	未払費用	1,292,175
前払費用	22,617	短期リース債務	482,092
その他流動資産	430,196	預り金	5,083
固定資産	3,366,402		
有形固定資産	788,769	固定負債	1,363,720
建物	4,059	退職給付引当金	28,846
建物付属	67,222	リース債務	1,334,874
器具諸備品	190,745		
リース資産	526,608	負債合計	3,165,752
一括償却資産	132		
無形固定資産	2,436,743	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,137,192	利益剰余金	2,783,020
リース資産	1,299,551		
投資その他の資産	140,889	純資産合計	2,783,020
退職給付引当資産	28,846		
長期投資	111,610		
その他固定資産	432		
資産合計	5,948,773	負債・純資産合計	5,948,773

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

損 益 計 算 書

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	4,170,627	経常収益	5,855,117
人件費	1,569,411	会費収入	5,855,117
運営費	1,831,190	一般会費	11,220
その他の費用	8,096	特別会費	5,843,897
租税公課	3,745		
支払利息	4,350		
修繕費	1,600		
減価償却費	760,328		
当期純利益	1,684,489		
合 計	5,855,117	合 計	5,855,117

- (注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。
- (注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。
- (注3) 当期純利益については翌事業年度に繰り越し、剰余金の処分は行わない。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1) リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

283,770千円

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

単位:千円

賃借料	334,062
委託費	1,342,984
通信運搬費	31,509
消耗品費	45,848
旅費	26,408
研修費	3,624
雑費	46,751
運営費計	1,831,190

(3) 重要な契約

広域機関システムの開発に関し、機能追加やシステム基盤強化のための開発委託契約87億円を締結しており、翌事業年度以降、当該開発の完了に伴いリース契約を締結する。

財 産 目 録

平成30年 3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘 要	金 額
(流動資産)		
現金及び預金	普通預金	2,129,506
未収金	会費請求分	50
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	22,617
その他流動資産	広域機関システム(要件定義・基本設計) 他	430,196
流動資産合計		2,582,370
(固定資産)		
有形固定資産		
建物	事務所	4,059
建物付属 器具諸備品	スitching支援システムハード、事務所分 他	67,222
リース資産	広域機関システム用機器、OAシステム用機器	190,745
一括償却資産	事務所什器 他	526,608
		132
無形固定資産		
ソフトウェア	広域機関システム、OAシステム、スitching支援システム 他	1,137,192
リース資産	広域機関システム、OAシステムソフトウェア	1,299,551
投資その他の資産		
退職給付引当資産	役職員に対する退職金支払いに備えた預金	28,846
長期投資	事務所敷金 他	111,610
その他固定資産	プリンタ保守費用の前払	432
固定資産合計		3,366,402
資 産 合 計		5,948,773
(流動負債)		
未払金	広域機関システム(要件定義)	22,680
未払費用		
	役職員給与	529,519
	その他人件費	108,696
	租税公課	1
	賃借料	7,358
	委託費	638,551
	通信運搬費	1,863
	消耗品費	4,033
	旅費	589
	雑費	1,561
預り金	源泉所得税 他	5,083
短期リース債務	広域機関システム、OAシステム	482,092
流動負債合計		1,802,032
(固定負債)		
退職給付引当金	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	28,846
リース債務	広域機関システム、OAシステム	1,334,874
固定負債合計		1,363,720
負 債 合 計		3,165,752
純 資 産		2,783,020

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

変更前（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更
平成28年10月18日変更
平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更

変更後（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更
平成28年10月18日変更
平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更
平成30年 月 日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から<u>地内基幹送電線</u>の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である<u>地内基幹送電線</u>が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認めたとき。但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く</p> <p>ク (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から<u>広域連系系統</u>の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である<u>広域連系系統</u>が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える<u>流通設備</u>であると認めたとき。但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く</p> <p>ク (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(広域系統整備に関する提起等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者</u> (以下「<u>検討提起者</u>」という。) は、本機関が業務規程第59条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(広域系統整備に関する提起等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 <u>広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者</u> (以下「<u>検討提起者</u>」という。) のうち、前条第1項第2号又は第3号の提起を行った電気供給事業者は、本機関が業務規程第57条第1項に基づき、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する場合において、当該募集に応募することができる。この場合において、当該電気供給事業者が当該募集に応募しないときは、<u>広域系統整備に関する提起を取り下げたものとみなす。</u></p> <p>3 <u>検討提起者</u>は、本機関が業務規程第59条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(基本要件等の決定)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 (略)</p>	<p>(基本要件等の決定)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>費用負担ガイドラインに基づき概算工事費から試算した特定負担額の見通し</u></p> <p>六 (略)</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>（電気供給事業者の募集及び応募等の手続）</p> <p>第40条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第57条に基づき、<u>検討提起者以外で</u>、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 電気供給事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、第1項の募集に対する応募を行わなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>（電気供給事業者の募集及び応募等の手続）</p> <p>第40条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第57条に基づき、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 電気供給事業者は、本機関が<u>計画策定プロセスごと</u>に定め公表する募集要綱に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、第1項の募集に対する応募を行わなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>（計画策定プロセス開始の要否の確認）</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、<u>前項</u>による通知の受領前に行った回答は無効とする。</p>	<p>（計画策定プロセス開始の要否の確認）</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、<u>第33条第4項</u>による通知の受領前に行った回答は無効とする。</p>
<p>（暫定的な容量確保の特例）</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条第2項、<u>第92条第2項</u>、第95条第2項及び第96条第4項の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。</p>	<p>（暫定的な容量確保の特例）</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条第2項、<u>第91条第3項</u>、第95条第2項及び第96条第4項の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。</p>
<p>（リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係）</p> <p>第124条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該発電事業者の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）<u>8条</u>に定める者をいう。以下同じ。）並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社</p> <p>二 (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>（リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係）</p> <p>第124条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該発電事業者の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）<u>第8条</u>に定める者をいう。以下同じ。）並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社</p> <p>二 (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>（廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限）</p> <p>第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、<u>設備容量が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。）</u>によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。但し、全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認める必要があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限）</p> <p>第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、<u>最大受電電力が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。）</u>によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。但し、<u>次の各号に掲げるときはこの限りでない。</u></p> <p>一 <u>業務規程第90条第1項第2号但書に該当するとき。</u></p> <p>二 <u>全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認める必要があると認めたとき。</u></p>
<p>（経過措置計画コードの申請）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 本機関は、<u>前号</u>の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った経過措置対象者に対し経過措置計画コードを発行する。</p>	<p>（経過措置計画コードの申請）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 本機関は、<u>前項</u>の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った経過措置対象者に対し経過措置計画コードを発行する。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>附則（平成30年 月 日）</u></p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。但し、<u>附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（<u>発電制約量の調整</u>）</p> <p>第2条 <u>一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第244条第2項に基づき、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。エリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。</u></p> <p>2 <u>発電計画提出者は、一般送配電事業者より通知された発電制約量について、発電計画提出者間の協議により、通知された発電制約量を調整することができる。</u></p> <p>3 <u>発電計画提出者は、第1項により通知された発電制約量の調整を希望する場合は、発電制約量の通知を受けた一般送配電事業者に希望する発電制約量の調整内容を連絡する。</u></p> <p>4 <u>発電制約量の調整を希望する発電計画提出者より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電機を有する発電計画提出者へ調整内容及び調整期日を連絡する。</u></p> <p>5 <u>発電制約量の調整を希望する発電計画提出者及び調整内容の連絡を受けた発電計画提出者は、当事者間において発電制約量の調整及び当該発電制約量の調整に係る料金その他の条件の協議を行い、調整期日までに発電制約量の調整結果を前項の一般送配電事業者に報告する。</u></p> <p>6 <u>調整結果の報告を受けた一般送配電事業者は、発電制約量の調整結果を本機関に報告する。</u></p> <p>7 <u>発電計画提出者は、業務規程に定めるところにより、本機関から調整内容その他必要な情報の提供を求められた場合は、速やかに情報の提供を行わなければならない。</u></p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
(新設)	<p>(発電制約量の調整の不調時の対応)</p> <p>第3条 前条第2条第5項による発電制約量の調整が不調となった発電計画提出者は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、<u>発電制約量の再調整を行う。</u></p> <p>2 発電計画提出者は、<u>発電制約量の再調整の結果を本機関に報告する。</u></p> <p>3 一般送配電事業者及び発電計画提出者は、<u>本機関より再調整の結果及び決定された発電制約量について通知を受ける。</u></p>
(新設)	<p>(発電制約が伴う広域連系システムの作業停止計画の情報共有)</p> <p>第4条 一般送配電事業者は、<u>第3年度の広域連系システムの作業停止計画において、発電制約が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、発電計画提出者と共有する。但し、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。</u></p> <p>一 <u>第3年度から第4年度にわたる作業停止計画</u></p> <p>二 <u>複数年計画の作業停止計画</u></p> <p>2 一般送配電事業者は、<u>前項の共有内容を集約し、第236条第3項に定める提出時期までに本機関に提出する。</u></p>

監 査 報 告 書

電気事業法（以下、「法」という）第28条の20第3項及び第28条の49第2項の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の平成29年度に係る監査を実施した結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査計画・監査方針を定めた上で、理事長、理事、監査室その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、会計監査の分野及び業務監査の分野を中心に調査を行い、その結果を監事間で協議しました。

具体的には、2回の総会、46回の理事会その他の会議に出席し、議案、重要な決裁文書、経済産業大臣に提出する文書、会計帳簿、会計書類等を閲覧及び調査し、本機関の理事等から、職務の執行状況等について報告を受け、随時説明を求めました。また、監査室と適時に情報連絡会を実施し、内部監査結果について、緊密な連携を図りました。

以上の方法により、法令・諸規程等の規定に従い、適正かつ効率的な業務の運営が行われているか等の観点から監査を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 本機関の業務運営は法令・諸規程に従って適正に実施され、理事会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 平成29年度の「財務諸表等」（財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書）は、法第28条の49第2項の規定に基づく監事の意見書のとおり本機関の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

平成30年5月9日

電力広域的運営推進機関

監事 高 木 佳 子 ⑩

監事 千 葉 彰 ⑩

電気事業法第28条の49第2項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の平成29年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について、理事会その他の会議に出席し、会計書類及び重要な決裁文書を閲覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意見

平成29年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

平成30年5月9日

電力広域的運営推進機関

監事 高木佳子 ⑩

監事 千葉彰 ⑩